

第1条 常陽 JWEBOFFICE 口座振替および常陽 JWEBOFFICE 口座振替利用規定

1 常陽 JWEBOFFICE 口座振替

JWEBOFFICE 口座振替（以下「JWEB 口座サービス」といいます。）とは、常陽 JWEBOFFICE 統合型または常陽 JWEBOFFICE 統合型ライトを契約されているお客様が委託者（収納企業）として、第6条第2項にて成立する口座振替契約に基づき、常陽 JWEBOFFICE により当行へ「口座振替」取引を依頼するサービスおよびこれに付随するサービス（第2条に定めます）のことをいいます。

2 JWEBOFFICE 口座振替利用規定

JWEB 口座サービスの利用にあたっては本常陽 JWEBOFFICE 口座振替利用規定（以下「JWEBOFFICE 口座振替規定」といいます。）および常陽 JWEBOFFICE 利用規定（以下「JWEBOFFICE 利用規定」といいます。）を適用するものとします（JWEBOFFICE 利用規定に規定された「JWEBOFFICE 統合型または JWEBOFFICE 統合型ライトで提供する伝送受付サービス」に JWEB 口座サービスが含まれるものとします）。なお、JWEBOFFICE 口座振替規定と JWEBOFFICE 利用規定が抵触する場合には、JWEBOFFICE 口座振替規定が優先されるものとします。

第2条 JWEBOFFICE 口座振替の内容

JWEB 口座サービスでは、「口座振替」取引にかかる以下の7種類のメニューが利用できます。

- ①「委託者情報設定」（委託者名・委託者登録内容の照会、預金者情報表示順の設定、口座振替金額の内訳に使用する項目名称を設定・照会するためのメニュー）
- ②「引落先事前登録」（口座振替対象の預金者口座情報を登録・照会するためのメニュー）
- ③「定例リスト」（預金者口座のグループ登録による引落依頼データマスタを作成するためのメニュー）
- ④「データ作成」（定例リストや外部ファイル等を用いて引落依頼データを作成、申請するためのメニュー）
- ⑤「承認」（引落依頼データを確定、データ伝送するためのメニュー）
- ⑥「伝送受付明細照会」（承認した引落依頼データを照会・ダウンロードするためのメニュー）
- ⑦「引落結果照会」（引落結果データを照会・ダウンロードするためのメニュー）

第3条 利用手数料

JWEB 口座サービスの利用にあたっては、あらかじめ取り決めた口座振替の引落手数料および消費税を申し受けます。この場合、当行は口座振替金額を委託者の指定預金口座へ入金する際、口座振替金額の合計額から引落手数料および消費税の合計金額を差し引きます。

第4条 利用口座

お客様は、口座振替金額を入金する口座（以下「振替資金入金口座」といいます。）を、JWEBOFFICE の「代表口座」または「サービス指定口座」としてお届けの預金口座の中から指定できます。なお、振替資金入金口座として届出可能なサービス指定口座は、代表口座と同一店にある同一名義のサービス指定口座に限ります。

第5条 利用者

JWEB 口座サービスは、JWEBOFFICE の利用者のうち、「サービス管理責任者」および「サービス管理

責任者が JWEB 口座振替サービスの利用に関する利用権限を一定の範囲で許容している利用者」が利用できません。

第6条 利用申込等

1 利用申込

JWEB 口座振替サービスの利用をお申込みになるお客様は、JWEBOFFICE 口座振替規定、JWEBOFFICE 利用規定、口座振替収納事務取扱規定（JWEBOFFICE 用）、その他当行関連諸規定の内容をご了承のうえ、当行所定の方法によりお申込みください。なお、JWEB 口座振替サービスの利用申込にあたっては、JWEBOFFICE 統合型または JWEBOFFICE 統合型ライトの利用申込が必要になります。

2 契約成立時期

お客様が JWEB 口座振替サービスをご利用いただける状態になった時点で、当行と委託者（収納企業）であるお客様との間に、これら諸規定に定める事項を内容とした口座振替契約が成立したものとみなします。

第7条 取引の依頼

1 依頼内容の受付

当行が JWEB 口座振替サービスによる「口座振替」取引の引落依頼を受付するにあたって、当行はお客様に依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、インターネット上の所定画面の承認ボタンをクリックすることにより確認した旨を当行に回答してください。当行は、この回答が当行所定の時間内に行われ、かつお客様からの回答を受信した時点で、当該取引の依頼内容が確定し、当行が受付したものとみなします。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やり直してください。

2 依頼内容の確定

前項にかかわらず引落依頼に関しては、依頼のための承認操作実施日、もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日（土日・休日に承認操作した場合）における当行所定の時点（引落日の3営業日以上前の日であることが前提となります。）に当該取引の依頼内容が確定したものとみなします。

3 依頼内容の変更・取消

お客様は、本条第1号および第2号により依頼内容が確定するまでの間、当該取引の依頼をインターネット上の所定画面で変更または取消することができます。

第8条 口座振替引落結果

1 対象サービス

JWEBOFFICE で引落依頼した口座振替の引落結果は、JWEB 口座振替サービスでのみ確認できます。なお、MT、FD 等の別媒体により依頼した口座振替の引落結果は JWEB 口座振替サービスで確認できません。

2 対象データ

照会可能な口座振替引落結果データは、お客様の照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新情報あるいは全ての情報を反映したものと限りません。

第9条 解約（サービスの取止め）

お客様による解約の場合は、当行所定の方法により解約申込手続きをしてください。ただし、解約時までに処理が完了していない引落依頼データが未処理のまま存在する場合は、当該取引依頼の取消を行

なっただうえで、解約の手続をしてください。

お客様による JWEBOFFICE 統合型または JWEBOFFICE 統合型ライトの解約申込手続きがされた場合は、JWEB 口振サービスも同時に解約されるものとします。

第 10 条 届出事項

JWEB 口振サービスの利用にあたって必要な「収納代金の種類」「振替資金入金口座」「振替日（引落日）」「ご担当責任者」等の情報は、あらかじめ当行所定の方法により届け出てください。また、これらの届出内容に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

第 11 条 関係規定の適用・準用

JWEBOFFICE 口振規定、JWEBOFFICE 利用規定および口座振替収納事務取扱規定（JWEBOFFICE 用）に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第 12 条 サービス内容または規定の変更

1 変更の告知

当行は、JWEB 口振サービスまたは JWEBOFFICE 口振規定の内容を、お客様に事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。かかる変更内容は、事前に相当な期間をもって当行ホームページ上に掲載する等、当行所定の方法によりお客様に告知いたします。

2 変更内容等

前項のとおり変更内容をお客様に告知した場合、JWEB 口振サービスまたは JWEBOFFICE 口振規定の内容変更後にお客様が JWEB 口振サービスを利用したときは、変更後の内容を了解したものとみなします。かかる変更により万一お客様に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません

以上